

■議案第18号 四万十町行政不服審査会条例について

【要旨】

行政不服審査法（平成26年法律第68号）が平成28年4月1日に施行されることに伴い、同法第81条第1項の規定により、設置が必要となっている町長の付属機関（同法の規定によりその権限に属された事項を処理するための第三者機関）を設置するための条例を制定する。

【内容】

四万十町行政不服審査会（上記の町長の付属機関）について、設置、組織、委員、会長、専門委員、会議、庶務、委任に係る事項を定める。

行政不服審査法第81条第2項の規定に基づき、しばらくの間は、事件ごとに臨時設置することとする。（附則に規定）

また、附則により関連する四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年条例第35号）の一部改正も行う。（委員の報酬額を定める。併せて、規定されていなかった情報公開審査会・個人情報保護審査会委員の報酬額についての規定を加える。）

【新旧対照表】 別紙

【根拠法令】

行政不服審査法（抜粋）

第2節 地方公共団体に置かれる機関

第81条 地方公共団体に、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置く。

2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体は、当該地方公共団体における不服申立ての状況等に鑑み同項の機関を置くことが不適當又は困難であるときは、条例で定めるところにより、事件ごとに、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置くこととすることができる。

3 前節第2款の規定は、前2項の機関について準用する。この場合において、第78条第4項及び第5項中「政令」とあるのは、「条例」と読み替えるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、第1項又は第2項の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該機関を置く地方公共団体の条例（地方自治法第252条の7第1項の規定により共同設置する機関にあっては、同項の規約）で定める。